

2025-26シーズン U-16中国トレセンリーグ 開催要項

1. 目的 中国地域のU-16年代の強化・育成のためにレベルの拮抗した『厳しい試合』を経験することを通して、選手個々及びチームのレベルアップを図り、中国からより多くの日本を代表する選手の輩出を目的に年間を通して、前期・後期で開催する。

2. 主催 中国サッカー協会

3. 主管 中国サッカー協会技術委員会 各県サッカー協会

4. 参加資格

- (1) (公財)日本サッカー協会加盟登録選手（外国籍選手でもその選手の参加が他の選手にプラスと考えられる場合、参加を承認する。）
- (2) 2010（平成22年）年1月1日以降の出生の者
- (3) 日常的にトレセンで活動している者
- (4) 健康であることを証明された者

5. 競技規則

- (1) (公財)日本サッカー協会の「2025~2026年度サッカー競技規則」による。
- (2) 登録選手は22名以下とする。
- (3) 交代に関しては、最大11名の交代要員の中から、11名までの交代が認められる。
ただし、後半の交代回数は3回とする。GKについては適用しない。
また、全ての交代要員が交代した後にピッチ内の選手が負傷のため、プレーが続行不可能となった場合はリエントリーを認めることとする(1stステージのみ)
- (4) 本リーグ戦において退場を命ぜられた選手は次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、中国規律委員会において決定する。また、当該選手の所属県U-16トレセン責任者は、当該選手の所属チームおよび次大会関係者に速やかに報告する。
- (5) 本リーグ戦中に警告を2回受けた者は、本リーグ戦の次の1試合に出場できない。
また、本大会以外の公式戦については適応しない。
- (6) 2ndステージ時での(4)の退場による出場停止試合の消化について、リーグ期間内で消化できなければ、中国ブロック大会で対応する。

6. 形式

5県3回戦総当たりリーグ戦

(1) 1stステージの試合時間は80分とする。(40分・15分・40分)

2ndステージの試合時間は90分とする。(45分・15分・45分)

女子U-16は70分とする。(35分・10分・35分)

(2) 順位の決定は勝ち点制とする。勝ち……3点、引き分け……1点 負け……0点とし、勝点が同点の場合は次の優先順位により順位を決定する。

- ① 得失点 ②総得点 ③当該チームの勝敗 ④抽選

7. 開催期間 1stステージ 2025年9月6日(土)～12月7日(日)

8. 試合日程

1stステージ 試合順については各県運営を考慮

第1節 2025年9月6日(土) 鳥取会場(米子市弓浜コミュニティー広場)	11:00~ 13:30~	鳥取県 vs 広島県 島根県 vs 岡山県
第2節 2025年9月28日(日) 島根会場(長浜中央公園)	11:00~ 13:30~	島根県 vs 広島県 山口県 vs 鳥取県
第3節 2025年10月26日(日) 岡山会場(高梁神原スポーツ公園)	11:00~ 13:30~	岡山県 vs 山口県 鳥取県 vs 岛根県
第4節 2025年11月23日(日) 山口会場(高川学園第2グラウンド)	11:00~ 13:30~	山口県 vs 岛根県 広島県 vs 岡山県
第5節 2025年12月7日(日) 広島会場(廿日市市サッカー場)	11:00~ 13:30~	広島県 vs 山口県 岡山県 vs 鳥取県

9. 会 場 山口県 1stステージ 高川学園第2グランド (人工芝)

〒747-0021 山口県防府市国分寺町8-8
TEL 0835-33-0101

岡山県 1stステージ 高梁神原スポーツ公園 (人工芝)

〒716-0068 岡山県高梁市松原町神原2323-5
TEL 0866-22-1880

鳥取県 1stステージ 米子市弓浜コミュニティー広場 (人工芝)

〒683-0101 鳥取県米子市大篠津町1433
TEL 050-8888-4064

島根県 1stステージ 長浜中央公園 (天然芝)

〒693-0043 島根県出雲市長浜町514-11
TEL 0853-28-0215

広島県 1stステージ男子 廿日市市サッカー場 (人工芝)

〒738-0043 広島県廿日市市地御前北1丁目3-1
TEL 0829-31-5980

10. 経 費

(1) 参加料 通年分 各県 60,000円【会場運営費・審判経費等とする】
内訳：男子(U-15, U-16)4万円 女子(U-16)2万円

(2) 納入期限 2025年4月11日(金)

(3) 納 入 先

男子(U-16、U-15)

ゆうちょ銀行 一般社団法人 中国サッカー協会 代表理事 宗政 潤一郎
【店番】518 【預金種目】普通預金 【口座番号】6109273

女子(U-16)

ゆうちょ銀行 一般社団法人 中国サッカー協会 代表理事 宗政 潤一郎
【店番】518 【預金種目】普通預金 【口座番号】6109303

○振込み名「〇〇県サッカー協会トレセンリーグ」とする。※個人名は不可

○補助金交付・収支報告について各県協会単位で適正な会計処理をし、リーグ責任者が集約し、中国サッカー協会事務局に報告する。

○選手・監督スタッフの宿泊費・交通費等については、各県サッカー協会で負担する。

○審判・役員経費（旅費、日当）、会場運営費については、中国サッカー協会で負担する。

11. その他

- (1) 本リーグ2ndステージの結果を8月の中国ブロック大会少年男子と少年女子の組み合せへ反映させる。
- (2) 中国サッカー協会審判委員会より審判団を派遣していただく。マッチコミッショナー・会場責任者・記録役員については開催県で準備する。
- (3) 各試合にてウェルフェアオフィサー（JFAコーチまたはFAコーチ）を配置する。
 - ・マネージャーズミーティングにおいて、両チームに趣旨を説明する。
 - ・各試合終了後、両チームの監督に本部付近へ集合していただき、簡潔に試合に関するテクニカル面の講評をすると同時に、暴力根絶の観点から気づきがあれば伝え、意見交換を行う。
 - ・重大とみなされる案件があった場合は別途対応する。
- (4) リーグ戦期間中の傷病については、主催者は応急処置を行い、その後の治療については各県の責任とする。主催者はその責を負わない。
- (5) 各県選手は健康保険証を持参する。
- (6) 各県はゲーム用の正・副のユニフォームを用意する。
- (7) 試合開始70分前に代表者ミーティングを行うので、その際ユニフォームとメンバー表3部を持参する。交代用紙は各県で用意する。
- (8) 県選手派遣願い（所属学校宛・本人宛）については各県サッカー協会で作成する。
- (9) チームおよびチームスタッフが宿泊を希望する場合は、当該県トレセン担当者と連絡をとり、各県で手配する。
- (10) リーグについての問い合わせについては、前期は各県男女U-16トレセン、後期は各県U-15トレセン責任者まで
- (11) 悪天候や交通事故等での対応は中国プリンスリーグの規定に準じて対応していく。
■雷に対しては、迅速な対応をする。（JFA版雷に対する対応マニュアル参照）

■大雨・洪水等の警報がでている緊急時の対応については、各県で対応が異なるため、リーグ運営責任者と会場責任者及びチーム責任者が連携をとり判断する。

※可能な限り試合を消化する方向で判断し対応する。（予備日設定が困難であるため。）

※予定している試合が施設借用時間内で終了するまで試合開始時間を遅らせ対応する。

<雷に対する対応>

◇ 各会場の責任者・審判及びマッチインスペクターで対応する。判断に迷う場合は、リーグ運営責任者と協議し決定する。

<警報発令時に対する対応>

◇ 各会場の責任者・審判及びマッチインスペクターで対応する。判断に迷う場合は、リーグ運営責任者と協議し決定する。

※大雨・洪水警報等の警報発令時、又は試合運営が困難な気象条件の場合とする。

◇ 試合会場に移動開始前に警報が発令されている場合は、移動せず待機とする。その後の対応は、リーグ運営責任者とマッチインスペクターで協議し、当該チームに連絡する。

■悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、下記のように規定を定める。

◎可能な限り試合を消化する方向で判断し対応する。（予備日設定が困難であるため。）

予定している試合が施設借用時間内で終了することができるまで試合開始時間を遅

らせ対応する。やむを得ず中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号からリーグ運営委員会（リーグ運営責任者）が決定する。

- 規定試合時間（90分）の再試合
- 中止時点からの再開試合
- 中止時点での試合成立（後半25分以降は試合成立とする）

■いずれか一方のチームが試合開始時間に遅れた場合、相手チームは試合ができる範囲で可限り待機しなければならない。最終判断は、リーグ運営委員会（運営責任者）の判断によるものとする。

■試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合、その帰責事由のあるチームが原則として0対3で敗戦したものとする。以降、当該チームの試合は予定通り開催する。

< チームの責にも帰すべからざる事由確認事項 >

- JR・私鉄・路線バス・貸切バス（業者バス、マイクロバス）を公共交通機関と捉える。

○遅延理由

- ① 事故によるJR・私鉄の遅延。
- ② 事故渋滞による路線バスの遅延（渋滞による路線変更がないため）。
- ③ 高速道路の通行止め（事故等）による遅延。